【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税１４）
		②	上記以外の税目	－
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 平成 29 年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。)が改正され、毎事業年度、廃炉等実施認定事業者が、機構が通知した額を、廃炉等積立金として、機構に積み立てる「廃炉等積立金制度」が創設されるなど、廃炉等の着実な実施に向けた措置などが講じられた。 あわせて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月閣議決定。以下「基本指針」という。）において、「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来たすことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」とされたことを踏まえ、必要な政省令改正が行われた。 現在、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電 HD」という。）は、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出しており、送配電事業を営むグループ会社の東京電力パワーグリッド株式会社は、送配電事業における合理化分を、廃炉等積立金に相当する額として、東電 HD に支払っている。また、第五次総合特別事業計画（2026 年 1 月認定）においても、送配電事業から、引き続き、廃炉等に要する資金を捻出することとされている。 廃炉等積立金に係る収入割の特例措置は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とする観点、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から本特例措置は必要とされている。
				《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。
				《関係条項》 地方税法附則第９条第１８項 地方税法施行令附則第６条の２第８項
5	担当部局			資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　政策課　電力産業・市場室

<table>
<tr><td>6</td><td colspan="2">評価実施時期及び分析対象期間</td><td>評価実施時期：令和8年8月
分析対象期間： 令和4年度～令和13年度</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">創設年度及び改正経緯</td><td>平成29年度創設</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2">適用又は延長期間</td><td>令和9年度～令和13年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">9</td><td rowspan="4">必要性等</td><td>①</td><td>政策目的及びその根拠</td><td>廃炉等の適正かつ着実な実施の確保

機構法第 45 条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者（廃炉等実施認定事業者）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>6．資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</td></tr>
<tr><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>第五次総合特別事業計画にも記載のあるとおり、2,600 億円/年程度の廃炉に必要な資金の確保を目標とする。

（以下、第五次総合特別事業計画より該当箇所抜粋）
東電は、長期にわたる廃炉の資金需要に適切に対応できるよう、基本方針にあるとおり、廃炉については 3,000 億円/年程度を負担していくべく、東電グループ全体で総力を挙げて資金を捻出し、廃炉に必要な金額を十分かつ確実に積み立てていく。とりわけ、東電 PG は、これまで同様、非連続な経営効率化等の取組を通じて、年平均約 1,200 億円程度を捻出し、この資金を優先的かつ確実に廃炉に充てていく。こうした取組を通じて、経済事業の状況や収益の変動に左右されない持続的な廃炉体制を確立していく。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>この措置によって約 13 億円の減収額が生じる。本措置がない場合、別の手段で廃炉資金を確保する必要が生じ、達成目標である 2,600 億円/年程度の廃炉積立金の確保が難しくなる。
長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、本措置によって廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するために必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>（単位：件）
<table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr><tr><td>件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>【算定根拠】
機構法第 45 条第 1 項に基づく廃炉等実施認定事業者数の実績及び資源エネルギー庁による適用見込み</td></tr>
<tr><td>②</td><td>適用額</td><td>（単位：億円）
<table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr><tr><td>額</td><td>1,221</td><td>1,212</td><td>1,242</td><td>1,201</td><td>1,205</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
R4～R6 は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から抜粋。R7 と R8 は資源エネルギー庁にて聞き取りを行った適用事業者が試算した見込み値。
R9 年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるものの、第五次総合特別事業計画の記載に基づく、資源エネルギー庁による見込み値（年平均 1,200 億円程度）。

（以下、第五次総合特別事業計画より該当箇所抜粋）
とりわけ、東電 PG は、これまで同様、非連続な経営効率化等の取組を通じて、年平均約 1,200 億円程度を捻出し、この資金を優先的かつ確実に廃炉に充てていく。こうした取組を通じて、経済事業の状況や収益の変動に左右されない持続的な廃炉体制を確立していく。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>減収額</td><td>（単位：億円）<table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr><tr><td>額</td><td>12.8</td><td>12.7</td><td>13.0</td><td>12.6</td><td>12.7</td><td>12.6</td><td>12.6</td><td>12.6</td><td>12.6</td><td>12.6</td></tr></table>【算定根拠】
計算式：適用額×法人事業税（収入割）1.05%</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>効果</td><td>《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》
本措置が適用されている廃炉等実施認定事業者は、廃炉等を適切かつ着実に実施するために、廃炉等に要する資金として、廃炉積立金を積み立て始めて以降、2,600 億円/年程度の積立を着実に行っている。R9 年度以降についても、第五次総合特別事業計画の記載を踏まえ、2,600 億円/年程度の廃炉積立を実施する見込み。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
〇廃炉等積立金の実績
別紙参照</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
適用対象額である約 1,200 億円に法人事業税収入金割 1.05%をかけた約 13 億円程度が減収額。毎年、本措置による約 13 億円の減収額を廃炉積立金に回すことができ、将来にわたっても目標である 2,600 億円/年程度の資金の確保に寄与し続けることが直接的な効果。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
〇廃炉等積立金の実績
別紙参照</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
当該措置の対象となる廃炉等実施認定事業者が東京電力ホールディングス 1 社のみであるため。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>⑤</td><td>税収減を是認する理由等</td><td>長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策</td></tr>
</table>

				目標を達成するための手段として妥当と考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、また、本措置は収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ提供されている税制がなければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく、租税特別措置による措置が適当。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	政策目的である適正かつ着実な廃炉等の実施を確保する上で、必要な資金を確保するためには、地方税上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解			本措置が適用されている廃炉等実施認定事業者が廃炉等に要する資金の積立を行っている廃炉等積立金制度は、「基本指針」を踏まえて措置されたものである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月（R3経産08）

（別紙）

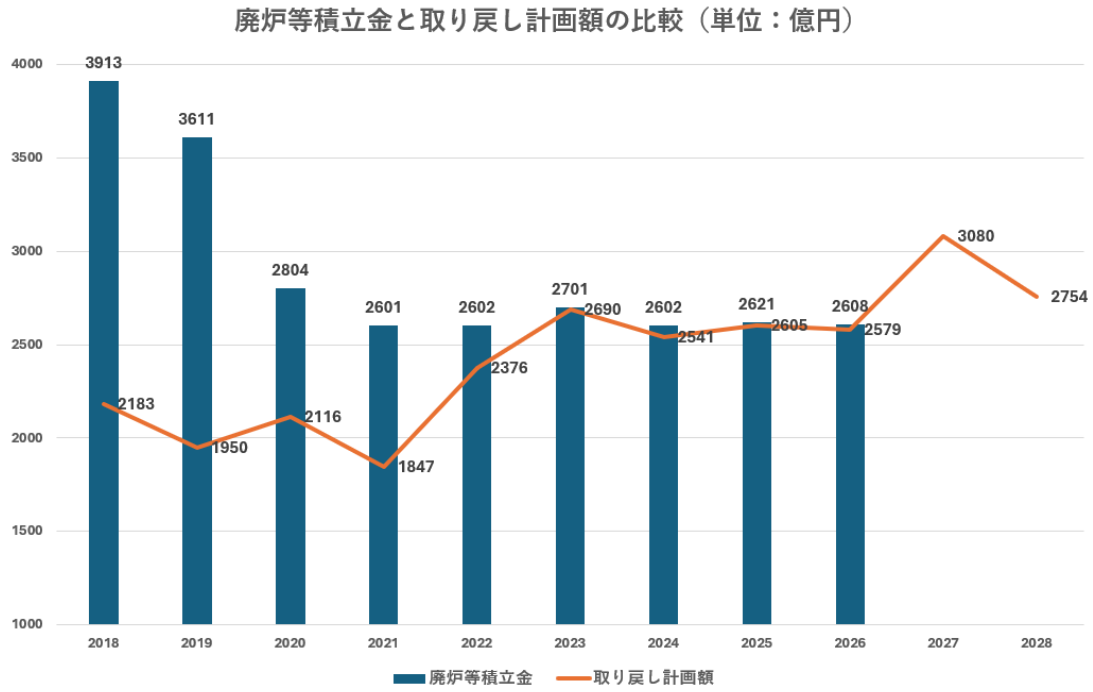

〇廃炉等積立金累計額：約2.6兆円
〇廃炉等積立金残高：約7,485億円（2026/3末現在）

（出典：原子力損害賠償・廃炉等支援機構公表資料を基に資源エネルギー庁作成）